

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)とは

最大70%支給

一定の条件を満たした方が厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額がハローワークから支給される制度です。

実務者研修修了後 **受講料の50% 42,500円(税別)が支給 ※**

(受講修了後1年以内に介護福祉士資格を取得し、雇用保険の被保険者として雇用された場合受講料のさらに20% 17,000円(税別)が追加支給されます。)

対象者及び注意事項

制度利用をご検討の場合は、**必ず裏面をお読みください。**

母子家庭及び父子家庭・自立支援教育訓練給付事業

母子(父子)家庭・自立支援教育訓練給付事業とは

母子(父子)家庭の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額が自治体から支給される制度です。

実務者研修修了後 **受講料の60% 51,000円(税別)が支給 ※**

対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童(20歳に満たない者)を扶養し、以下の要件を全て満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
- 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること

注意事項

- 専門実践教育訓練給付金制度の対象(裏面参照)となる方は、専門実践教育訓練給付金制度の利用が優先となります。
- 制度利用をご検討の場合は、**必ずお申込み前にお住まいの自治体の窓口にご相談頂き、**制度の詳細や手続きについてご確認ください。

※受講料を自らの名においてお支払いされた方が対象になります。
受講料が85,000円(税別)の場合の支給額となります。実際は支払った金額に対しての支給となります。

【専門実践教育訓練給付金制度】のご利用を検討されている方

■給付金のご利用ができる要件

- 初めて給付金制度を利用する方
→ 継続して2年以上雇用保険にかかっている場合はOK
- 過去に給付金制度を利用したことがある方
→ 前回利用から継続して3年以上雇用保険にかかっている場合はOK
- 雇用保険期間が2年に満たない方
→ 離職期間が1年以内であれば前の雇用保険期間も通算できます。
- そのほか自分が利用できるかどうかわからない方
→ 最寄りのハローワークにお問い合わせください。

■ご利用をお考えの方は、まず最寄り（居住地）のハローワークに連絡をして頂き、手続きの進め方について確認してください。

【連絡時に確認される内容】

①教育訓練施設の名称は？：HAPPY&SMILE COLLEGE（ハッピーアンドスマイルカレッジ）

②教育訓練の講座名・指定番号は？：ご自身が該当する訓練講座名の指定番号

訓練講座名	指定番号
実務者研修（無資格者）	48234-192001-0
実務者研修（訪問介護員養成研修2級課程修了者）	48234-192002-3
実務者研修（介護職員初任者研修修了者）	48234-192003-6

③受講期間は？：各教室のカリキュラムによって異なります（受講期間は6か月間）

カリキュラム	ハローワークへの手続き期限	受講開始日	受講修了日
スクーリングが2021年10月中に終わる教室	3月31日	5月1日	10月31日
スクーリングが2021年11月中に終わる教室	4月30日	6月1日	11月30日
スクーリングが2021年12月中に終わる教室	5月31日	7月1日	12月31日

※受講開始のおおよそ1か月前までに手続きが終わるよう申請する必要があります。

※手続き期限を過ぎている場合はご相談ください。

※ジョブカード作成にあたっての詳細資料は下記URLもしくはQRコードより当校のホームページをご確認ください。

URL：<http://happysmile-c.co.jp/benefit-system/>

